

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月29日

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野泰三

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 執行役員 ESG推進部・コーポレートガバナンス統括部・
経理部管掌 金井琢磨

【最寄りの連絡場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 執行役員 ESG推進部・コーポレートガバナンス統括部・
経理部管掌 金井琢磨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2024年10月29日

(2) 当該事象の内容

当社は、2024年11月予定で、連結子会社であるShimano(Singapore)Pte. Ltd. から配当金として438,650千シンガポールドル(50,857百万円)を受領する見込みとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該配当金の受領に伴い、2024年12月期の単体決算において、上記受取配当金を営業外収益に計上いたします。
なお、連結子会社からの配当であるため、2024年12月期の連結業績に与える影響はありません。